

事業継続・雇用維持のための国・県による支援策のご案内

2020年5月7日現在、内閣府沖縄総合事務局・沖縄県

個 個人事業主・フリーランス向け、 **中小** 中小企業向け、 **中堅** 中堅企業向け、 **大** 大企業向け

以下の支援策は、**一部を除き、一定の売上減少が生じていることを要件**としています。詳しくは各支援策の問い合わせ先にお問い合わせください。

1 家賃など幅広く使える返済不要の資金が必要

■ 個人事業主等に最大100万円が支給されます

個 **中小** **中堅**

※売上が前年同月比50%以上減少の事業者が対象。

個人事業主・フリーランスは最大100万円。中堅・中小・小規模法人は最大200万円。

○問い合わせ先：持続化給付金コールセンター（0120-115-570）

■ 県の休業要請へ協力した事業者※1に20万円が支給されます

個 **中小**

■ 飲食店※2・小売店等※3に支援金10万円が支給されます

フリーランスを除く

※1、※3については、5月中旬までに詳細を公表予定。休業要請への協力金については、売上減少の要件はありません。

※2の飲食店については、休業要請対象施設を除く。

○問い合わせ先：沖縄県支援金等相談センター（098-851-9990）

2 雇用維持したいが休業手当の支払いが負担

個 **中小** **中堅** **大**

■ 8,330円/日を上限に最大10割の助成が受けられます

※ 8,330円/日を上限に、休業手当の一定割合の助成を受けられる制度。休業要請を受けた中小企業が解雇等を行わない場合等は10割助成（この場合も上限額は8,330円/日）

○問い合わせ先：沖縄労働局職業対策課（098-868-3701）及び各ハローワーク

3 事業継続のため運転資金の融資を受けたい

個 **中小**

■ 県内の主要金融機関※1で、貸付当初3年間の実質無利子※2・無担保・据置最大5年間の融資が受けられます

※1 取扱金融機関は、沖縄公庫、商工中金、沖縄銀行、琉球銀行、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行。

※2 実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。

※3 実質無利子化に係る利子補給は、一部金融機関においては、所定の利子を支払った後、申請により利子分を返金する方法。申請方法等の詳細は後日公表。

○問い合わせ先：各取扱金融機関

4 過去の融資の返済負担を軽減したい

個 **中小**

■ 過去の借入を一部実質無利子に借換できます

※実質無利子化は3,000万円が上限（沖縄公庫の中小事業、商工中金の危機対応融資は1億円）。

○問い合わせ先：各取扱金融機関

- 【税】基本的に全ての税について納税の猶予が認められる場合があります。
- 【社会保険】厚生年金等の保険料納付の猶予が認められる場合があります。
- 【電気・ガス】電気・ガス料金の支払いについて電気・ガス事業者に対し柔軟な対応を要請しています。
- 【水道】工業用水道料金の支払が困難な場合、納期限の延期、基本使用水量の減量に応じることが可能です。
- 【家賃】国土交通省より、賃貸する側が賃料を減免した場合、それによる損失は税務上の損金として計上できることが明確化され、賃料の減免を行いやすい環境が整備されています。

問い合わせ先

前ページにある各種制度の問い合わせ先のほか、以下の問い合わせ先もご利用できます。

○無利子融資等に関する問い合わせ先

沖縄振興開発金融公庫	098-941-1795
沖縄県信用保証協会	098-863-5300
沖縄県商工労働部中小企業支援課	098-866-2343
その他、各金融機関（沖縄銀行、琉球銀行、商工中金、沖縄海邦銀行、コザ信金、JAおきなわ、みずほ銀行、鹿児島銀行）	

○経営に関する各種ご相談先

沖縄県よろず支援拠点	098-851-8460
沖縄総合事務局中小企業課	098-866-1755

また、本資料でご紹介した国・県の支援策のほか、各市町村でも支援策を講じている場合があります。詳しくは各市町村にお問い合わせください。

※沖縄総合事務局経済産業部では、メルマガジン及びtwitterにて最新情報を随時配信しております。右側のQRコードからご登録をお願いいたします。



メルマガ配
信登録



Twitterアカ
ウント